○財務省・内閣府・経済産業省令第五号

株式会社商工組合中央金庫法（平成十九年法律第七十四号）第五十一条第四項並びに第五十二条第一項、第二項及び第五項の規定に基づき、経済産業省・財務省・内閣府関係株式会社商工組合中央金庫法施行規則の一部を改正する命令を次のように定める。

令和八年九月二十日

内閣総理大臣　高市　早苗
財務大臣　片山さつき
経済産業大臣　赤澤　亮正

経済産業省・財務省・内閣府関係株式会社商工組合中央金庫法施行規則の一部を改正する命令

経済産業省・財務省・内閣府関係株式会社商工組合中央金庫法施行規則（平成二十年内閣府・財務省・経済産業省令第一号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄及び改正後欄に対応して掲げるその標記部分（連続する他の規定と記号により一括して掲げる規定にあっては、その標記部分に係る記載）に二重傍線を付した規定（以下「対象規定」という。）は、改正前欄に掲げる対象規定を改正後欄に掲げる対象規定として移動し、改正後欄に掲げる対象規定で改正前欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを加える。

改正後	改正前
別紙様式第１号（第81条第１項関係） （日本産業規格Ａ４） 中　間　業　務　報　告　書 第　　期中（　年　月　日から　年　月　日まで） 株式会社　商工組合中央金庫 年　月　日 殿 住　所 株式会社　商工組合中央金庫 代表取締役　氏　名 年　月　日から　年　月　日までの業務及び財産の状況を次のとおり報告します。 目　次 ［第１～第８　略］ （記載上の注意） ［１～８　略］ 第１　［略］ 第２　第　　期中（　年　月　日現在）中間貸借対照表 ［表略］ （記載上の注意） １　次の事項を注記すること。ただし、特定の科目に関連する注記については、その関連が明らかになるように記載すること。 ［(1)～(7)　略］ (8)　当中間会計期間に係る有価証券の減損処理に基づく評価損に関し、切放し法を適用した場合には、その旨を注記すること。 (9)～(21)　［略］ ［２～５　略］ ［第３～第８　略］	**別紙様式第１号**（第81条第１項関係） （日本産業規格Ａ４） 中　間　業　務　報　告　書 第　　期中（　年　月　日から　年　月　日まで） 株式会社　商工組合中央金庫 年　月　日 殿 住　所 株式会社　商工組合中央金庫 代表取締役　氏　名 年　月　日から　年　月　日までの業務及び財産の状況を次のとおり報告します。 目　次 ［第１～第８　同左］ （記載上の注意） ［１～８　同左］ 第１　［同左］ 第２　第　　期中（　年　月　日現在）中間貸借対照表 ［同左］ （記載上の注意） １　［同左］ ［(1)～(7)　同左］ ［加える。］ (8)～(20)　［同左］ ［２～５　同左］ ［第３～第８　同左］